（旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令の一部改正）

第七条　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号。以下「旧国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（概算拠出率の算定方法） **第十条**　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。 一　各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額の合計額 イ～ハ　（略） 二　（略） （退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知） **第十三条**　法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。 （削る） 一・二　（略） **第十六条及び第十七条**　削除	（概算拠出率の算定方法） **第十条**　法第八十一条の四第二項の概算拠出率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。 一　各退職被保険者等所属都道府県においてイ及びロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して得た額（第十三条において「被用者保険等拠出対象額の見込額」という。）の合計額 イ～ハ　（略） 二　（略） （退職被保険者等所属都道府県が行う基金に対する通知） **第十三条**　法第八十一条の七第一項の規定により退職被保険者等所属都道府県が基金に対して行う通知は、基金が集約し当該退職被保険者等所属都道府県に対して提供した情報を勘案し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。 一　各年度の被用者保険等拠出対象額の見込額及びその内訳　当該年度の前年度の二月末日 二・三　（略） （特定健康保険組合等が行う基金に対する通知） **第十六条**　法附則第七項（法附則第十項において準用する場合を含む。）の規定により健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険組合、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条及び地方公務員等共済組合法附則第十八条に規定する特定共済組合並びに私立学校教職員等共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第一項に規定する事業団（以下「特定健康保険組合等」という。）が基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに行うものとする。 一　各年度において見込まれる健康保険法附則第三条第一項に規定する健康保険の被保険者及びその被扶養者（同一の世帯に属さない者を除く。以下同じ。）、国家公務員共済組合法附則第十二条若しくは地方公務員等共済組合法附則第十八条に規定する特例退職組合員及びその被扶養者又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第三項に規定する特例退職加入者及びその被扶養者（以下「特例退職被保険者等」という。）が当該年度において住所を有することとなる市町村名及び当該市町村ごとの当該特例退職被保険者等の数　当該年度の前年度の二月末日 二　各年度の特例退職被保険者等が当該年度において住所を有した市町村名及び当該市町村ごとの当該市町村に住所を有した特例退職被保険者等が当該市町村が属する都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者であつた場合において保険料を納付することとなる期間に相当する月数の合計数　当該年度の翌年度の八月末日 三　各年度の法附則第八項第一号に掲げる額及びその内訳　当該年度の前年度の二月末日 四　各年度の法附則第九項第一号に掲げる額及びその内訳　当該年度の翌年度の八月末日